

## 技能検定Q&A

**Q 1** 合格証書を紛失しました。再発行をお願いしたいのですが、どのような手続きが必要ですか？

**A 1** 合格証書の再発行については、広島県 商工労働局 職業能力開発課 技能振興グループ（広島市中区基町 10-52 広島県庁東館 3 階 TEL：082-513-3431）へお問い合わせください。

**Q 2** 実技試験（または学科試験）の一部合格通知のはがきを紛失しました。受検申請の際、実技試験（または学科試験）の免除を受けたいのですがどのような手続きが必要ですか？

**A 2** 実技試験（または学科試験）の一部合格通知書の再発行については、当協会HPに一部合格再交付申請の様式を掲載しております。お手続きには数日かかりますのでご了承ください。

**Q 3** 受検準備のための講習会は開催されていますか？

**A 3** 当協会主催の受検準備講習会は、開催しておりません。一部の職種について、各業界団体等の主催で開催している場合があります。その場合は、受検票発送時に、該当職種（作業）の受検申請者にお知らせしますので、直接、講習会的主催者へお問い合わせください。

**Q 4** 受検勉強のために何かよい参考書や問題集はないでしょうか？

**A 4** 学科試験についての問題集や参考図書については、この受検案内差込の学科試験問題解説集申込書にて掲載（一部職種のみ）しておりますので、参考にしてください。詳しくは、広島県技能士会連合会（TEL：082-245-4020）へお問い合わせください。

**Q 5** 試験当日、病気等でどうしても出席できない場合、受検手数料は返してもらえますか？あるいは返還が無理なら、受検の権利を来年へ繰り越すことはできますか？

**A 5** 受検申請書を受理した後は、いかなる理由（病気・業務の都合等による欠席）であっても受検手数料の返還はできません。（ただし、試験会場または設備等の都合により試験を中止した場合は、受検手数料を返還いたします。）また、受検の権利を来年に繰り越すこともできません。従って、来年度以降に改めて受検申請をしていただくこととなります。

**Q 6** 実技試験または学科試験のいずれか一方に合格した場合の有効期限はいつまでですか？

**A 6** 特級は、実技試験または学科試験のいずれか一方に合格した場合の有効期間（次回以降の受検で免除を受けることができる期間）は5年間です。

その他の級（1級・2級・3級・単一等級）は、有効期限はありません。従って、制度が変更にならない限り有効です。なお、合格通知書は、免除資格の証明書となりますので大切に保管してください。

**Q 7** 非正規社員の技能検定の受検はできますか？

**A 7** 実務経験年数（8 ページ参照）等の受検資格を満たしている方は、正規社員・非正規社員に関わらず、該当する級・作業の受検ができます。

**Q 8** 受検申込書はインターネットに掲載していますか？

**A 8** 技能検定受検申請書は、インターネットに掲載しておりません。

広島県情報プラザ5階の当協会事務局や各地区公共職業訓練校等で配布しております。

また、着払いになりますが郵送でも当協会（TEL：082-245-4020）で対応しておりますので、お問い合わせください。